

社会福祉法人中心会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1 計画期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員…計画期間内に1人以上取得すること。

女性職員…育児休業取得率を70%以上とすること。

<対策>

- ・平成20年 7月～ 男性も育児休業を取得できることについて、法人内広報誌（職員報）を使用し、引き続き周知をはかる。
- ・平成20年 7月～ 本行動計画を、法人ホームページに掲載し、取り組みの計画的な推進を内外に明らかにする。
- ・平成21年 4月 育児休業制度について、職員向けリーフレットの内容の見直しをおこなう。
- ・期間中、育児休業取得を検討中または、育児休業取得中の職員に対し個別にきめ細かい対応をおこなう体制をとり、より育児休業をとりやすい環境を整える。また、育児休業を取得した職員から、育児休業制度に対する要望・希望を聞き取り、今後の制度見直しにつなげる。

目標2 前行動計画期間中に、小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入することができた。この制度を導入していることを職員に対しさらに周知をおこなう。

<対策>

- ・平成20年 7月～法人内広報誌（職員報）を使用し引き続き周知をはかる。
- ・期間中、育児短時間勤務制度利用を検討中または、育児短時間勤務制度利用中の職員に対し個別にきめ細かい対応をおこなう体制をとり、より育児休業をとりやすい環境を整える。また、育児休業を取得した職員から、育児休業制度に対する要望・希望を聞き取り、今後の制度見直しにつなげる。

平成20年 3月31日
社会福祉法人 中心会
理事長 浦野 正男